

寒河江市設計業務等委託契約約款

(総則)

第 1 条 寒河江市（以下「発注者」という。）及び受託者（以下「受注者」という。）は、契約書記載の業務の委託に関し契約書に定めるもののほか、この寒河江市設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）に基づいて履行しなければならない。

2 受注者は、別冊「仕様書」に基づき、契約書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）でもって契約書記載の履行期限（以下「履行期限」という。）までに契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

3 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 受注者は、この契約によつて生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果（以下「目的物」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第 3 条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第 4 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第 5 条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(期限の延長)

第 6 条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

(損害のために生じた経費の負担)

第 7 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第 8 条 受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金の額は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年 2.5 パーセントを乗じて計算した金額とする。

3 発注者の責めに帰する事由により第 10 条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して遅延日数に応じ年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第 9 条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。前項の規定は、再検査について準用する。

4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第 10 条 受注者は、前条第 4 項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従つて業務委託料の支払を請求するもの

とする。

2 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(一部完了部分の引渡し)

第 11 条 納期等が 90 日以上以上の業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、発注者は当該部分について引渡しを、受注者は当該部分に対する業務委託料相当額を請求することができる。

2 前項の引渡し及び支払については、第 9 条及び第 10 条の規定を準用する。

3 前払金の支払を受けている場合において、第 1 項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定において準用する第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第 1 項の額から減じたものとする。

4 前項の規定により請求することができる額の算式は、次によるものとする。

$$\text{請求額} = \text{一部完了額} - \left(\text{前払金額} \times \frac{\text{一部完了額}}{\text{業務委託料}} \right)$$

(契約不適合責任)

第 12 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 13 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 15 条若しくは第 15 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく第 12 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合等不正行為があった場合の催告によらない発注者の解除権）

第15条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかつたとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかつたとき。
 - (2)の2 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書（第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかつたと認められるとき。
 - (2)の3 受注者が独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じた旨の通知を受けたとき。
 - (3) 受注者が第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条各号又は第15条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第14条又は第15条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 5 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 5 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 19 条 第 17 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 20 条 前条の規定により、発注者が契約を解除したときは、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(違約金等の徴収方法)

第 21 条 発注者は、第 8 条に規定する履行遅滞の場合における延滞金及び第 13 条に規定する違約金を徴収する場合において契約保証金と相殺し、なお、不足があるとき、又は契約保証金がないときは、発注者の支払うべき業務委託料から控除する。

(秘密の保持)

第 22 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(前金払)

第 23 条 受注者は、業務委託料が一件 1,000 万円以上の業務委託については、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「保証事業会社」という。) と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第 5 項に規定する前払金の保証に関する契約 (以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払を請求することができる。

2 前項の前払金の支払の時期は、受注者が請求した日から 14 日以内とする。

3 受注者は、前払金をこの委託業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、修繕費、支払運賃及び保証料として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

4 業務内容の変更その他の理由により、業務委託料を増額した場合 (増額する額が業務委託料の 10 分の 5 を超える場合に限る。) においては、受注者は、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済の前払金額を差し引いた額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合において、前払金の支払の時期は、第 2 項の規定を準用する。

5 業務内容の変更その他の事由により委託金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、その減額のあつた日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。

6 前項の場合において、受注者は遅滞なくその旨を保証事業会社に通知するとともに、前払金の保証契約の保証金額を減額したときは、直ちにその証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、前払金の保証契約の変更は、前払金の超過額を返還した後に行うものとする。

7 受注者が第 5 項の期間内に前払金の超過額を返還しないときは、発注者は、受注者に対して、その未返還額につき年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。

8 業務内容その他の事由により履行期間を延長した場合においては、受注者は、直ちに前払金の保証期間をその延長した履行期間まで延長し、その証書を発注者に寄託しなければならない。

9 業務内容の変更その他の事由により履行期間を短縮した場合においては、受注者は、遅滞なく保証事業会社に通知し直ちに証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、変更後の保証期限は短縮後の履行期限とする。

10 受注者が第 3 項又は第 8 項の規定に違反したときは、発注者は、受注者に対して、発注者の指定した期間内に前払金支払額の返還することを請求することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 24 条 暴力団員等から不当介入を受けたときは、ただちに所轄の警察署に通報するとともに、発注者に報告し、捜査上

に必要な協力をしなければならない。

(補則)

第 25 条 この約款に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。